

- マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成十三年国土交通省令第一百十号）（抄）
- ※ 自動車登録番号標交付代行者規則等の一部を改正する省令（令和六年国土交通省令第五十八号）第六条による改正関係

改正後	改正前																																		
<p>別記様式第二十六号（第八十一条関係）</p> <p>標 識</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">マンション管理業者票</td> </tr> <tr> <td style="width: 20%;">登録番号</td> <td>国土交通大臣（ ）第 号</td> </tr> <tr> <td>登録の有効期間</td> <td>年 月 日から 年 月 日まで</td> </tr> <tr> <td>商号、名称又は氏名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>代表者氏名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>主たる事務所の所在地</td> <td>電話番号（ ）</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">35cm以上</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">25cm以上</td> </tr> </table>	マンション管理業者票		登録番号	国土交通大臣（ ）第 号	登録の有効期間	年 月 日から 年 月 日まで	商号、名称又は氏名		代表者氏名		主たる事務所の所在地	電話番号（ ）	35cm以上		25cm以上		<p>別記様式第二十六号（第八十一条関係）</p> <p>標 識</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">マンション管理業者票</td> </tr> <tr> <td style="width: 20%;">登録番号</td> <td>国土交通大臣（ ）第 号</td> </tr> <tr> <td>登録の有効期間</td> <td>年 月 日から 年 月 日まで</td> </tr> <tr> <td>商号、名称又は氏名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>代表者氏名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>この事務所に置かれている専任の管理業務主任者の氏名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>主たる事務所の所在地</td> <td>電話番号（ ）</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">35cm以上</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">30cm以上</td> </tr> </table>	マンション管理業者票		登録番号	国土交通大臣（ ）第 号	登録の有効期間	年 月 日から 年 月 日まで	商号、名称又は氏名		代表者氏名		この事務所に置かれている専任の管理業務主任者の氏名		主たる事務所の所在地	電話番号（ ）	35cm以上		30cm以上	
マンション管理業者票																																			
登録番号	国土交通大臣（ ）第 号																																		
登録の有効期間	年 月 日から 年 月 日まで																																		
商号、名称又は氏名																																			
代表者氏名																																			
主たる事務所の所在地	電話番号（ ）																																		
35cm以上																																			
25cm以上																																			
マンション管理業者票																																			
登録番号	国土交通大臣（ ）第 号																																		
登録の有効期間	年 月 日から 年 月 日まで																																		
商号、名称又は氏名																																			
代表者氏名																																			
この事務所に置かれている専任の管理業務主任者の氏名																																			
主たる事務所の所在地	電話番号（ ）																																		
35cm以上																																			
30cm以上																																			

附 則

（施行期日）

- この省令は、令和六年六月三十日から施行する。  
（経過措置）

- この省令の施行の際現にマンション管理業者が掲げているこの省令による改正前のマンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則別記様式第二十六号による標識は、この省令の施行の日から起算して三月を経過する日までの間は、この省令による改正後のマンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則別記様式第二十六号による標識とみなす。